

指定文化財等台帳（県指定文化財）

名称	くろぬりかくとうかぶと 黒塗角頭兜	員数	1 頭			
分類（種別）	有形文化財（工芸品）	指定番号	工12			
指定等年月日	昭和28年10月5日	時代	江戸時代			
構造・形式等						
概要	佐竹北家に伝わる旧蔵品。文化8年（1811）に、北家から藩へ提出した武器調帳に「一、角甲勝色おどし、立物シカ也、信長公より拝領」とある。 普通の兜の鉢の上に、黒塗の牛皮で箱を作って載せている。こうした変形品は信長時代（元亀、天正年間）から徳川初期に流行しており、特に四角のものは珍しいとされている。					
所在地	大仙市長野字二日町 地内（中仙地域）			標柱関連情報		
所有者	個人所有			標柱の有無	あり	なし
所有者の住所				材質	石柱	木柱
管理責任者					その他（ ）	
管理責任者の住所				建立者		
備考				建立年月日		
				※ 詳しくは標柱台帳を参照のこと		